

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

※最新情報は尾道市HPをご覧ください。(8月31日現在)



“正しい情報”でワクチン接種の判断を

SNSやメディアでは、ワクチンに関して様々な情報が溢れています。特にSNSでは、発信者が不明、科学的根拠や信頼のおける情報源に基づいていないなど不正確な情報があり、注意が必要です。例えば、ワクチンを受けた後に起きた好ましくない出来事を因果関係が分からないにも関わらず、あたかもワクチンが原因であるような書き方をしている情報もあります。

ワクチンの情報に関しては、複数の専門家のチェックを受けた、科学的根拠に基づいた情報発信をしている、公的機関や団体などから情報を得ることをおすすめします。



▲厚生労働省
新型コロナ
ワクチンに
ついて

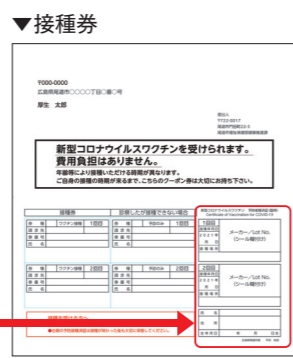


▲首相官邸
新型コロナ
ワクチンに
ついて

接種券・接種済証は大切に保管してください

2回の接種が終わっていない人は、接種券はシール台紙からはがさずに大切に保管し、接種の際に持参してください。

接種が終わった人も、接種券の右側の接種済証はコロナワクチンを接種したことの証明となりますので、大切に保管してください。予防接種済証(臨時)に記載があるのは、今回の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が、予防接種法に基づく臨時接種として行われることを示しています。接種済証は接種後も大切に保管してください!



キャンセル待ちの登録を受け付けています

接種会場等でキャンセル等があった場合に、ワクチンを少しでも無駄にしないよう人数調整を行うため、キャンセル待ちを希望する人を募集します。

①尾道市に住民票のある接種券をお持ちの人
※対象者は今後変更になる可能性があります。

②次のいずれかの方法で応募

- ①尾道市電子申請システムで申し込み(QRコードからアクセスできます)
- ②「新型コロナウイルスワクチン接種キャンセル待ち登録申込書」を健康推進課(〒722-0017 門田町 22-5)へ送付

※申込書は市役所本庁、各支所、健康推進課に設置。市HPからもダウンロード可。

▶尾道市
電子申請
システム



広島県内で「広域接種」が受けられます

県内に住民票がある人は、県内の住所地以外の市町でも新型コロナワクチン接種が受けられます。仕事や学校帰り、かかりつけ医が市外にある場合などに、接種を受けやすくなります。

■個別接種(医療機関)

やむを得ない理由の有無に関わらず、住所地外の接種が可能です。「住所地外接種届」の手続きは不要です。

■集団接種

市町により広域接種として取り扱いの有無が異なります。広島県HP等でご確認ください。※市町ごとに広域接種開始時期・予約方法が異なります。詳しくは、各市町のHPでご確認ください。

【注意事項】

尾道市外で接種を受ける場合も、尾道市からお届けしている接種券を持参してください。

お問い合わせ先

接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など

尾道市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0570-001-297 / 土・日・祝日を含む 8:30~17:15

副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など

広島県 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎082-513-2847 / 土・日・祝日を含む 24時間対応

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。(FAX 0848-24-1966)



くらしの窓

市からのお知らせ

新型コロナ療養中の投票に「特例郵便等投票」が利用できます

令和3年6月23日以降に公示・告示される選挙から、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人で一定の要件に該当する人は、郵便等投票が利用できるようになりました。

①新型コロナウイルス感染症の患者か感染したおそれのある人のうち、次の①②に該当し、投票用紙等の請求時に外出自粛要請が隔離・停留の措置に係る期間が選挙期間にかかると見込まれる人

②外出自粛要請を受けた人(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号)

③隔離・停留の措置により宿泊施設内に收容されている人(検疫法第14条第1項第1号又は第2号)利用方法など、詳しくは市HPをご確認ください。

④選挙管理委員会事務局
(☎0848-38-9258)

年金受給している所得が一定以下の人へ「年金生活者支援給付金」の請求ができます

年金を受給している人で、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の人に対し、年金に上乗せして給付金が支給される制度です。受け取りには請求書の提出が必要です。(ただし、すでにこの給付金を受け取っている人は、改めての手続きは不要です。)

①【高齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす人】

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

②【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たす人】

- ・前年の所得額が約472万円以下

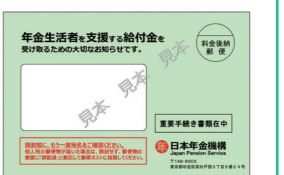
③①すでに年金を受給している人で、新たに年金生活者支援給付金を受け取る人

対象となる人へ、8月下旬頃から、日本年金機構より請求可能な旨のお知らせをお届けしています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、郵送で提出してください。

※令和4年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

④これから年金を受給しはじめる人
年金の請求手続きと併せて、年金事務所か保険年金課・各支所で請求手続きをしてください。

⑤給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092(ナビダイヤル))



▲年金受給者で対象となる人には、この封筒でお届けします

「防災ラジオ」引き続き申込を受け付けています

今年6月から放送を開始している「尾道市防災ラジオ」の申込を、引き続き受け付けています。

防災ラジオでは、災害時に役立つ気象情報や避難情報などの防災情報放送のほか、市からのお知らせ、自治会からの地域放送などを配信しています。

①【尾道市に住民票がある世帯】

1台を無償で貸与
【市内に所在する事業所】
負担金10,000円で貸与

※上記以外の場合も、19,800円で購入可能です。

②電話か市役所本庁・各支所にある申込書を総務課へ提出

※これから申込んだ場合、令和4年4月頃の貸与開始となります。

③総務課(☎0848-38-9216)



「尾道防災アプリ」もあわせてご利用ください

防災ラジオで放送した内容は、スマートフォン用アプリ「尾道防災アプリ」でも確認できます。

防災アプリでは、防災マップや避難ルートの検索、防災に役立つリンク集などの便利な機能があります。※アプリは無料ですが、通信料は利用者負担となります。

尾道防災アプリの登録はこちらから



▲Android



▲iOS

